

役員等報酬規程

(目的)

第1条 本この規程は、社会福祉法人愛日会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

(監事の報酬)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席したとき、または法人及び施設・事業所への指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

(重複支給の防止)

第5条 監事が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬は支給しない。

2 法人及び施設・事業所の職員を兼務する役員は、原則この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

名称	報酬
理事会	日額 10,000円
評議員会	日額 10,000円

* 上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

別表2

名称	報酬
監事	日額 10,000円

* 上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。